

宮城県外国人介護人材資格取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の介護サービス事業所及び介護施設等（以下「事業所等」という。）に勤務する外国人介護職員（以下「支援対象職員」という。）の介護福祉士国家資格取得を支援することにより、介護現場における中核的な役割を果たす職員としての定着を図るため、介護福祉士実務者研修（以下「研修」という。）の受講費用及び研修を受講している期間の代替職員の人件費を負担した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

その交付等に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護サービス事業所」とは、別表1における通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

2 この要綱において、「介護施設等」とは、別表2に記載した施設をいう。

3 この要綱において、「外国人介護職員」とは、別表1又は別表2に記載された県内の事業所等に勤務する外国人をいい、在留資格は問わない。

4 この要綱において、「介護福祉士国家資格」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する国家資格をいう。

5 この要綱において、「介護福祉士実務者研修」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する養成施設が行う、介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することを目的とした研修をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる経費は、研修受講料又は代替職員の人件費とする。

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、研修受講料又は代替職員の人件費を負担した宮城県内に所在する外国人介護職員を雇用する事業所等を運営する法人とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表3により算出された額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（様式1-1）
- (2) 事業計画書（様式1-2）
- (3) 補助事業に係る収支予算書（見込書）の抄本
- (4) 納税証明書（県税）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 第8条第10号の規定に基づく研修規程等
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

4 知事は前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付の決定)

第7条 交付の申請により交付申請額の総額が予算額を上回った場合においては、交付申請の受付順により交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合には、様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更であるときは、変更の理由が生じた後速やかに、様式第2号に準じた様式により知事に報告するものとする。

イ 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

ロ 補助対象経費の20%以内の減少の変更

- (2) 知事は、前号の承認を行う場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

なお、交付金額については、当初の交付金額を上回ることはできないものとする。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、様式第3号により知事の承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ない。

- (5) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収支について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及び関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (9) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく負担又は補助を受けてはならない。
- (10) 事業者は、支援対象職員に対する育成計画に基づく研修受講支援に関する研修規程等を定め、支援対象職員のキャリアアップを支援する環境を整え、人材の定着を図ること。
- (11) 事業を行う者が（1）から（10）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付決定後の報告等）

第9条 知事は、第7条に規定する交付の決定があった者に対して、必要に応じて事業実施状況の報告等を求めることができるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとし、その提出期限は、規則第12条第1項ただし書の規定により、知事が別に定める日とする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（様式5-1）
- (2) 事業実績報告書（様式5-2）
- (3) 補助事業に係る収支決算書（見込書）の抄本

- (4) 事業実施状況の記録（写真等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（事業完了後の現況報告）

第11条 事業者は、補助交付年度の翌年度から3年間、毎年度3月31日までに、補助金の交付決定日から起算して3年経過後に支援対象職員が離職した場合は、その後速やかに、当該年度における支援対象職員の状況について、様式第6号により知事に報告しなければならない。

ただし、補助金の返還の決定を受け、当該補助金を既に返還した場合は、この限りでない。

（補助金の交付方法）

第12条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の取消等）

第13条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

（補助金の返還）

第14条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 事業者は、前項に規定する場合のほか、補助金の交付決定日から3年以内に、支援対象職員が離職した場合は、様式第7号により既に交付した補助金の全部を知事に返還しなければならない。

ただし、在留期間が経過し帰国しなければならない場合等、その他やむを得ない事情によるものと知事が認める場合は、個別に協議するものとし、その事実が判明した後速やかに知事に報告すること。

（書類の提出部数）

第15条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月28日から施行し、令和4年度中に実施する事業に係る補助金に

適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月16日から施行し、令和5年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

《別表 1》

通所系サービス事業所	・介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく以下の事業所 - 通所介護事業所 - 地域密着型通所介護事業所 - 療養通所介護事業所 - 認知症対応型通所介護事業所 - 通所リハビリテーション事業所 - 小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る） - 看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）
短期入所系サービス事業所	・介護保険法に基づく以下の事業所 - 短期入所生活介護事業所 - 短期入所療養介護事業所 - 小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る） - 看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る） - 認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）
訪問系サービス事業所	・介護保険法に基づく以下の事業所 - 訪問介護事業所 - 訪問入浴介護事業所 - 訪問看護事業所 - 訪問リハビリテーション事業所 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 - 夜間対応型訪問介護事業所 - 小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る） - 看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る） - 居宅介護支援事業所 - 福祉用具貸与事業所 - 居宅療養管理指導事業所

《別表 2》

介護施設等	・ 介護保険法に基づく以下の施設 - 介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 介護医療院 - 介護療養型医療施設 - 認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く） ・ 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に定める以下の施設 - 養護老人ホーム - 軽費老人ホーム - 有料老人ホーム ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 1 3 年法律第 2 6 号）に定めるサービス付き高齢者住宅
-------	---

《別表 3》

項目	1. 対象経費	2. 基準額	3. 補助率	4. 備考
県内に所在し、外国人介護職員を雇用する別表 1、別表 2 に記載の事業所等を有する法人	介護福祉士実務者研修受講に要する経費（受講料・テキスト代）	120,000円 （1人あたり）	1／2	対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、基準額に補助率を乗じた額を上限とする。
県内に所在し、外国人介護職員を雇用する別表 1、別表 2 に記載の事業所等を有する法人	代替職員人件費	76,000円 （1人あたり）	1／2	対象経費の基準額に補助率を乗じた額に、補助対象となる受講者数を乗じたものを総事業額及び交付額とする。